

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 6 月 19 日（火）第2813号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） （生活・文化課取扱い） 1

告 示

- 保安林の指定（4件） （森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定 （森づくり推進課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件） （社会福祉課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 （社会福祉課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（4件） （鹿児島地域振興局取扱い） 4
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5

公 告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 （商工政策課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○直接請求の連署に必要な有権者の数（※） （選挙管理委員会取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示 （生活環境課取扱い） 7

規 則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第44号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「財団法人鹿児島県国際交流協会」を「公益財団法人鹿児島県国際交流協会」に、「財団法人鹿児島県文化振興財団」を「公益財団法人鹿児島県文化振興財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第733号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市小山田町1366番4, 1366番7, 1567番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第734号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
指宿市新西方字山角前397番1, 409番3, 西方字山角向7969番2（次の図に示す部分に限る。）、南九州市穎娃町牧之内字上原前6300番14, 字後伊瀬知6404番4, 6407番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第735号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
日置市吹上町永吉字根切松10222番2, 10222番10から10222番14まで, 10224番2, 10225番2, 10226番2, 10226番3, 10227番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市東市来町伊作田字石ノ元3690番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

奄美市名瀬大字西仲勝字前勝原196番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	平成19年6月30日

鹿児島県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
大淵照明	きりしま整骨院 霧島市国分中央五丁目610	平成24年5月1日

鹿児島県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
井川秀一	きりしま整骨院 霧島市国分中央五丁目610	平成24年5月7日
樗木靖雄	おてき整骨院 出水市汐見町868番地2	平成24年5月10日
徳留奈津子	ねむのき鍼灸整骨院 霧島市隼人町東郷1-84-2	平成24年6月1日

鹿児島地域振興局告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月19日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ガーデンキッズセルク	鹿児島市呉服町6-5マルヤガーデンズ内3F	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 國大	平成24年5月1日	児童発達支援

鹿児島地域振興局告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月19日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスあらた	鹿児島市荒田二丁目22番2号	特定非営利活動法人あらた	鹿児島市荒田二丁目4-27	田中 久嗣	平成24年5月1日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第34号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月19日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にじの橋あっち	霧島市国分中央五丁目13番70号9	特定非営利活動法人にじの橋	霧島市国分中央五丁目13番74号7	橋 正貴	平成24年5月1日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第35号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月19日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
伊佐市障がい児学童保育事業ステップ	伊佐市大口鳥巢421-1	伊佐市	伊佐市大口里1888	隈元 新	平成24年5月1日	放課後等デイサービス

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年6月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年6月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鹿児島
鹿児島市東開町7番 外15筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年1月6日

3 意見の概要

「大規模小売店舗の名称」の変更については、店舗周辺地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えるため、特に意見はありません。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成24年3月21日鹿児島県選挙管理委員会告示第3号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成24年6月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,886	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	299,046	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,320
	鹿屋市・垂水市区	33,993
	枕崎市区	6,585
	阿久根市・出水郡区	9,640
	出水市区	15,019
	指宿市区	12,394
	西之表市・熊毛郡区	12,538
	薩摩川内市区	26,962
	日置市区	13,915
	曾於市区	11,362
	霧島市・始良郡区	36,878
	いちき串木野市区	8,483
	南さつま市区	10,677
	志布志市・曾於郡区	13,341
	奄美市区	14,106
	南九州市区	10,986
伊佐市区	8,298	
始良市区	20,403	
薩摩郡区	6,742	
肝属郡区	11,997	
大島郡区	18,140	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1	299,046	

を乗じて得た数とを合算した数	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第70号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年6月19日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR桃太郎侍 怒FPL	株式会社藤商事	2P0436
ぱちんこ遊技機	CR桃太郎侍 怒FPF	株式会社藤商事	2P0444
ぱちんこ遊技機	CRGO!GO!郷3N-TX	株式会社ニューギン	2P0453
ぱちんこ遊技機	CRGO!GO!郷3N-T	株式会社ニューギン	2P0469
回胴式遊技機	兎－野生の闘牌－W	株式会社ニューギン	2S0271
回胴式遊技機	夜王R	株式会社ビスティ	2S0427